

令和8年9月吉日

協力会社各位

大鉄工業株式会社

改正建設業法に関する当社の対応について

平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先にご案内しました通り、令和7年12月に改正建設業法が全面施行されました。これは労働者の処遇改善が法制度上明確に位置付けられたもので、元請、下請を問わずすべての建設業者が遵守するものです。

この度、当社の具体的な対応を定めましたので以下の通りお知らせいたします。つきましては、内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

今後とも、当社の事業へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 工事下請契約約款の改正

工事下請契約約款を改正します。これは、建設工事標準下請契約約款(令和7年12月改正)の趣旨を踏まえること及び運用の改善を図ることを目的としています。新しい約款は令和8年11月1日から適用いたします。主な改正内容は次の通りです。

- 請負代金内訳書への材料費、労務費、法定福利費、建退共掛金、安全衛生経費の明示
- コミットメント条項の新設
- 振込手数料は当社負担であることを明記
- 履行遅滞に関する条文整理
- 契約不適合期間の見直し

2. 工事下請基本契約の再締結

工事下請契約約款の改正に合わせて工事下請基本契約書を改正し、再締結いたします。なお、今回再締結先の整理を行います。基本契約を再締結しないこととなる場合は、必要の都度、注文書による個別契約を行います。

3. 材料費・労務費等内訳書の制定

材料費・労務費等内訳書を制定し、当社あての見積書に添付していただくこととします。

4. 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言」の実施

当社は以下の項目について、建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言を行いました。

- 労務費確保・賃金支払い等のための取組
- 建設キャリアアップシステムの活用
- 宣言企業との取引優先
- その他

5. 協力会社のみなさまにご対応いただきたいこと

①基本契約書の再締結

基本契約の再締結先には、新しい基本契約書を令和8年9月下旬から発送いたしますので必要書類を10月末日までにご返送いただきますようお願いいたします。

②見積書への「材料費・労務費等内訳書」の添付

当社あての見積書には、「材料費・労務費等内訳書」を添付し、材料費、労務費、法定福利費、建退共掛金、安全衛生経費を明示してください。

記入にあたっては「労務費に関する基準ポータルサイト」(<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)掲載資料を参考にしてください。

なお、設計内容が定まっていない場合の概算見積等、上記内訳明示を求めない場合もございます。詳細は見積依頼箇所の指示に従ってください。

③自主宣言企業である場合はその旨の記載

貴社が「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言企業である場合は、その旨見積書に記載していただきますようお願いいたします。

④建設キャリアアップシステムの活用

事業者、技能者の加入促進をお願いします。現場入場の際はカード、顔認証等による就業履歴の登録を実施してください。詳細型カードでの技能者登録及び能力評価の申請を実施願います。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

安全・企画推進本部 施工統括部

Tel:06-6195-6120

協力会社様向け案内資料

改正建設業法に関する当社の対応について

令和8年9月
大鉄工業株式会社

協力会社のみなさまへ

平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先にご案内しました通り、令和 7 年 1 2 月に改正建設業法が全面施行されました。これは労働者の処遇改善が法制度上明確に位置付けられたもので、元請、下請を問わずすべての建設業者が遵守するものです。

この度、当社の具体的な対応を定めましたので以下の通りお知らせいたします。つきましては、内容をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

今後とも、当社の事業へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 工事下請契約約款の改正

工事下請契約約款を改正します。

(令和 8 年 1 1 月 1 日)

主な改正内容は以下の通りです。

○請負代金内訳書への材料費、労務費、法定福利費、建退共掛金、安全衛生経費の明示

○コミットメント条項の新設

○振込手数料は当社負担であることを明記

○履行遅滞に関する条文整理

○契約不適合期間の見直し

改正
第2条（請負代金内訳書及び工程表）乙は、設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、工事契約締結後すみやかに甲に提出して、その承認をうける。 （2）請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。
第2条の2（適正な労務費の確保等） 甲及び乙は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。 （2） 甲は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を乙に支払わなければならない。 （3） 乙は、次に掲げる事項を行わなければならない。 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。こと。 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「再下請負人」という。）に支払うものとする。こと。 三 再下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。 イ 再下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。 ロ 再下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該再下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再々下請負人」という。）に支払うこと。 ハ 再下請負人が、再々下請負人との間で、工事下請負契約約款第2条の2に定める事項を含む契約を締結すること。 ニ 乙からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに関する書面を提出すること。 （4） 甲は、乙に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。 一 前項第1号の支払に関する書面 二 前項第2号の支払に関する書面 三 前項第3号の契約を締結したことに関する書面
第53条（契約不適合責任期間） 甲は、引き渡された工事目的物に契約不適合があることを知った日から5年工事目的物の引き渡しを受けた日から2年が経過する日まで契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができる。 (2) 前項の規定にかかわらず、設備の機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して遅滞なくその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、契約不適合があることを知った日から5年工事目的物の引き渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

2. 工事下請基本契約の再締結

工事下請契約約款の改正に合わせて工事下請基本契約書を改正、再締結いたします。
なお、今回再締結先の整理を行います。

基本契約を再締結しないこととなる場合は、必要の都度、注文書による個別契約を行います。

3. 材料費・労務費等内訳書の制定

材料費・労務費等内訳書を当社あての見積書に添付していただくこととします。

(様式14-3)

日付

材料費・労務費等内訳書

大鉄工業株式会社 御中

見積書合計金額 円 会社名

工事件名 見積内容

見積書に本内訳書を添付して提出してください
また作成にあたっては「労務費に関する基準ポータルサイト」をご参照ください
(別紙03)専門工事業者向け「書き方ガイド」

<https://roumuhi.mlit.go.jp/>
<https://roumuhi.mlit.go.jp/labor-cost-standard/about/concept>

見積書合計金額のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経費	摘 要	金 額(税抜)	備 考
1 材料費	工事の施工に直接使用される材料の調達費用		
2 労務費	現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない		
3 法定福利費 (事業主負担分)	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分		
4 建退共掛金	建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者である場合、下記のとおり記入する 1. 受注者等が証紙等交付業務を行う場合、金額欄に必要金額を計上 2. 元請が証紙等交付業務を行う場合、金額欄に0円と記入 3. その他退職金制度を利用している場合、金額欄に0円と記入(この場合諸経費に計上されているものとして取り扱う)		
5 安全衛生経費	労働安全衛生法等に基づく労働災害防止策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある 例:保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等、安全衛生管理体制、安全衛生教育、技能講習、健康診断等		
合計		0	

※見積書合計金額には、記載外の費用(諸経費等)も含まれます。また、安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。
このため、見積書合計金額と上記1～5の合計は一致しません。

制定: 令和8年10月1日、標準様式



4. 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」の実施

建設技能者を大切にする企業の自主宣言

当社は、建設産業の担い手確保のため、以下のように建設技能者の処遇改善に向けて取り組むことを宣言します。

（１．労務費確保・賃金支払い等のための取組）

■自社様式の見積書については、労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成する。

■下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重する。

・下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書について根拠なく値引きを行わない取り扱いを社内に通知し徹底する。

■技能者の適切な処遇を確保するための取組を行う。

・工事現場毎に適した熱中症対策を導入する。

■担い手の育成取組を行う。

・自社の担い手に対する取組として、資格取得のための資金の補助等を実施。

■国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るために行う調査に協力する。

（２．建設キャリアアップシステムの活用）

■CCUS を利用する技能者が就業履歴を蓄積できるよう、必要な環境整備に取り組む。

・元請として受注した工事現場にカードリーダー等就業履歴を蓄積できる機器を設置し、設置した現場において、少なくとも履歴蓄積を1件以上行うこと。

（３．宣言企業との取引優先）

■取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮する。

・見積依頼書に『「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」の取組開始企業である場合は、その旨を記載すること。選定条件の一つとして考慮する。』と追記する。

（その他）

項目	具体的な取組内容
処遇改善	男性の育児休業など育児支援の充実を図ること
労働安全衛生	安全確保のため必要な装備品等を支給すること
戦略的広報・若者育成	採用イベント（現場見学会、インターンシップ等）を実施すること



宣言日 2026年3月6日
宣言有効期間 2026年3月6日～
取組開始日 2026年10月1日
企業名 大鉄工業（株）
代表者名 春名 幸一

※取組開始日は、本宣言に記載されている複数の取組のうち最も開始が遅い日付を示している。
また、宣言日から1年以内で設定が可能な日付である。

5. 協力会社のみなさまにご対応いただきたいこと

①基本契約書の再締結

●基本契約の再締結先には、新しい基本契約書を令和8年9月下旬から発送いたしますので必要書類を10月末日までにご返送いただきますようお願いいたします。

②見積書への「材料費・労務費等内訳書」の添付

●当社あての見積書には、「材料費・労務費等内訳書」を添付し、材料費、労務費、法定福利費、建退共掛金、安全衛生経費を明示してください。

●記入にあたっては「労務費に関する基準ポータルサイト」掲載資料を参考にしてください。

●設計内容が定まっていない場合の概算見積等、上記内訳明示を求めない場合もございます。詳細は見積依頼箇所の指示に従ってください。

5. 協力会社のみなさまにご対応いただきたいこと

③自主宣言企業である場合はその旨の記載

● 貴社が「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言企業である場合は、その旨見積書に記載していただきますようお願いいたします。

④建設キャリアアップシステムの活用

- 事業者、技能者の加入促進をお願いします。
- 現場入場の際はカード、顔認証等による就業履歴の登録を実施してください。
- 詳細型カードでの技能者登録及び能力評価の申請を実施願います。